３　資産管理事務

(1)　公有財産台帳の登載誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 平成25年度に撤去した財産があるが、公有財産台帳からの除却処理が行われておらず、資産が過大となっていた。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名称 | 撤去日 | 取得価額 | 簿価 |
| 一般国道170号舗装工事（大塚町南工区）※ | 平成25年８月７日 | 34,334,265 | 11,265,969 |

※　除却の対象となるのは、道路舗装である。 | 【是正を求めるもの】保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、公有財産台帳からの除却処理をするとともに、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）（台帳価格）第12条(5)　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。 | 除却対象となる一般国道170号（大塚町南工区）の道路舗装工事については、公有財産台帳システムにおいて、除却登録を行った。今後は、各グループ等でチェック担当を定め、入力内容を公有財産台帳システム入力担当者と共に複数人で確認するとともに、契約事務担当者と公有財産台帳担当者（工事担当者）間でも連絡をとることとした。また、その徹底のためチェック表を作成した。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | インフラ資産の整備及び機能向上に関する支出については、建設工事完了後の供用開始までの支出は建設仮勘定として認識され、工事の完了時に資産へ振り替えられ、公有財産台帳に登載されることとなっている。工事が完了していないにもかかわらず、他のインフラ資産の工事完了時に当該資産を固定資産台帳に登載したため、減価償却費が適切に計上されず、公有財産台帳上及び財務諸表上、資産が過小となっているものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約名称 | 実際の工事完了日 | 公有財産台帳の登録日 | 影響額 |
| 主要地方道（新）大阪高槻京都線登町高架橋耐震補強工事（その１） | 平成25年７月22日 | 平成25年５月28日 | 392,328円資産が過小 |

 | 【是正を求めるもの】保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、資産の供用開始により、速やかに建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登載を行うよう、是正されたい。建設仮勘定の早期精算を防止するため、建設仮勘定の過小計上となっているものがないかを確認するなど、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。【建設仮勘定取扱要領】第４条 　　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 | 公有財産台帳の登録日を誤っていた主要地方道（新）大阪高槻京都線登町高架橋耐震補強工事（その１）については、その登録日を工事完了日である平成25年７月22日に修正した。今後は、各グループ等でチェック担当を定め、入力内容を公有財産台帳システム入力担当者と共に複数人で確認するとともに、契約事務担当者と公有財産台帳担当者（工事担当者）間でも連絡をとることとした。また、その徹底のためチェック表を作成した。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 東部流域下水道事務所 | 平成25年度に撤去した財産があるが、公有財産台帳からの除却処理が行われておらず、資産が過大となっていた。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名称 | 撤去日 | 取得価額 | 簿価 |
| 寝屋川流域下水道小阪ポンプ場場内舗装改良工事（Ｈ25－１）　※ | 平成25年11月15日 | 648,857 | 38,931 |

※ 除却の対象となるのは、ポンプ場の場内舗装である。 | 【是正を求めるもの】保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、公有財産台帳からの除却処理をするとともに、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領（抜粋）】（台帳の異動登録）第５条　財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）（台帳価格）第12条(5)　売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。ア　台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合登録されている取得価額を除却する。イ　台帳に登録のある一財産のうち一部を滅失した場合滅失した部分相当額を、登録されている取得価額から除却する。この場合、除却する取得価額は、別表４「固定資産計上基準表」により算定する。 | 除却対象となるポンプ場の場内舗装については、公有財産台帳システムにおいて、除却登録を行った。　今後は、除却処理漏れを防止するため、工事担当者から公有財産台帳担当者への連絡を徹底するとともに、公有財産システムへの登録の際、除却内容を複数人で確認するよう努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 東部流域下水道事務所 | 工事契約に関して、供用するまでの支出については、建設仮勘定として処理し、供用開始後に建設仮勘定を精算し、公有財産台帳に資産情報を登載する必要がある。資産が供用されているにもかかわらず、建設仮勘定の精算処理が行われておらず、資産の供用開始時における公有財産台帳の資産金額が過小となっているものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約名称 | 設置場所 | 供用開始日 | 金額 |
| 寝屋川流域下水道外流域下水道防災システム無線設備工事 | 北部水みらいセンター | 平成26年４月１日 | 77,833,350円 |
| 中部水みらいセンター | 平成26年４月１日 | 75,728,100円 |
| 南部水みらいセンター | 平成26年４月１日 | 65,365,650円 |
| 合計 | 218,927,100円 |

 | 【是正を求めるもの】保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登録を行い、是正されたい。建設仮勘定の精算漏れを防止するため、今後建設仮勘定について精算未了となっているものの理由を確認するなど、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。【建設仮勘定取扱要領】第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 | 建設仮勘定の精算漏れについては、精算処理を行い、公有財産台帳に資産情報を登録した。　また、建設仮勘定の精算漏れを防止するため、未精算の理由を記載した一覧表を作成し複数人で確認するよう改めた。　今後は、建設仮勘定取扱要領及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 岸和田土木事務所 | インフラ資産の整備及び機能向上に関する支出については、建設工事完了後の供用開始までの支出は建設仮勘定として認識され、工事の完了時に資産へ振り替えられ、公有財産台帳に登載されることとなっている。建設仮勘定の精算処理及び公有財産台帳への工事完了日の登載が失念により遅延したため、減価償却費が適切に計上されず、公有財産台帳上及び財務諸表上、資産が過大となっているものがあった。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約名称 | 実際の工事完了日 | 公有財産台帳の登録日 | 影響額 |
| 主要地方道泉佐野打田線舗装道補修工事 | 平成25年９月４日 | 平成25年10月１日 | 61,061円資産が過大 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 【是正を求めるもの】保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、資産の供用開始により、速やかに建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登載を行うよう、是正されたい。建設仮勘定の遅延精算を防止するため、建設仮勘定の過大計上となっているものがないかを確認するなど、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。【建設仮勘定取扱要領】第４条 　　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 | 　公有財産台帳への登録日を平成25年10月１日から同年９月４日に修正登録を行った。建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登録を「要領」に沿って、速やかに行うため、建設仮勘定の精算と公有財産管理システムの理解を進め、スキルアップを図るための研修に取り組む。　また、毎月の資産照合資料等を活用してチェックすることにより、再発防止に努める。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 岸和田土木事務所 | 工事契約に関して、供用するまでの支出については、建設仮勘定として処理し、供用開始後に建設仮勘定を精算し、公有財産台帳に資産情報を登載する必要がある。資産が供用されているにもかかわらず、建設仮勘定の精算処理が行われておらず、公有財産台帳の資産金額が過小となっているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 契約名称 | 供用開始日 | 金額 |
| 主要地方道岸和田港塔原線歩道設置工事 | 平成26年３月24日 | 2,971,500円 |

 | 【是正を求めるもの】保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登載を行い、是正されたい。建設仮勘定の精算漏れを防止するため、建設仮勘定について精算未了となっているものの理由を確認するなど、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。【建設仮勘定取扱要領】第４条 　　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。 | 建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登載を行なった。実務担当者の本庁（財産活用課及び都市整備部）で開催される研修等への参加、所内での研修開催により、建設仮勘定の精算と公有財産管理システムへの理解を深めることに努める。また、毎月の資産照合資料を活用してチェックすることにより、再発防止に努める。　 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
| 守口警察署警察本部総務部施設課 | 　 守口警察署の守口駅前交番に設置されている自転車等盗難防止柵が、公有財産台帳に工作物としてではなく、建物に含んだ形で登録されていたため、実態と公有財産台帳の登録内容が合致せず、新公会計制度の貸借対照表上の建物及び工作物の計上額が正確でなかった。 | 【是正を求めるもの】公有財産台帳への登録が、適正に行われていなかったのは問題である。署においては、本件以外には登録されていない工作物がないことを確認するとともに、公有財産台帳の重要性について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。警察本部施設課においては、公有財産台帳等管理システムへの修正登録を行い、貸借対照表に反映させるなど必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【大阪府公有財産規則】（公有財産台帳）第15条　２　部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の登録単位）第３条　前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。(1)　略(2)　建物棟を一の単位とする。(3)　工作物それぞれの種目を一の単位とする。 |

 | １　確認した結果、本件以外に財産として登載すべき工作物はなかった。２　署内各課長等が出席する幹部会議において、公有財産の根拠、重要性等を十分説明し、周知徹底を図った。３　本件については、工作物として公有財産台帳等管理システムへの修正登録等必要な措置を講じた。 |